

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）について

R5. 1. 16

総合政策課・教育政策課

1 現行の教育大綱について

現行の大綱は「第3次長野県教育振興基本計画」をもって代えている。

（計画期間：平成30～令和4年度）

2 次期教育大綱について

以下の理由により、次期総合5か年計画の該当項目を大綱に代えることとしたい。

- ① 次期総合5か年計画が県の最上位計画であり、県として目指すべき施策の取組の方向性、具体的な目標値を掲げた指標が設定されていること。
- ② この上位計画の下に長野県教育振興基本計画や長野県子ども・若者支援総合計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること。

該当項目「長野県次期総合五か年計画」（案）（期間：令和5年度～令和10年度）

第1編 現状と課題

第2編 政策構築・推進に当たっての共通視点

第3編 基本目標とビジョン

第4編 施策の総合的展開

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

5 誰もが主体的に学び続けられる社会をつくる

第5編 新時代創造プロジェクト

1 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト

4 個別最適な学びへの転換プロジェクト

【参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。